

## 【所得に応じた保険料の額】

		割増		
軽減				
所得の低い方	本人住民税 非課税の方	本人が住民税を納めている方		
軽減される方	基準額を支払う方	割り増しの保険料を支払う方		
生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税）	世帯全員が住民税非課税	本人が住民税非課税	本人が住民税課税で合計所得金額250万円未満	本人が住民税課税で合計所得金額250万円以上
基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
平成12年度	4,100円	6,200円	8,300円	10,300円
平成13年度	12,400円	18,600円	24,800円	31,000円
平成14年度以降	16,500円	24,800円	33,100円	41,400円
				49,600円

※保険料の額は年額です。

## 【医療費控除の取扱い】

介護サービスで次の条件に該当する場合、所得税における医療費控除の対象となることになりました。確定申告の際に使用できますので、介護サービスをうけて料金を支払った領収書は大事に保管してください。

区分	医療費控除の扱い	領収書の記載事項
介護老人福祉施設	要介護1から5の認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所するものについて、 <u>介護サービス費、食費の利用者負担の1/2に相当する額</u>	左記の金額を記載する領収書
居宅サービス	居宅サービス計画に基づきサービスを利用する場合で居宅サービス計画に訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所リハ・短期入所療養介護のいずれかが含まれる時、訪問介護（家事援助中心を除く）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の <u>利用者負担の額</u>	左記の金額を記載する領収書（当面、事業所から発行された領収書のほかに居宅サービス計画作成事業者名、医療費控除の対象額を記載した書面でさしつかえない）

※介護老人福祉施設

通所介護  
短期入所療養（生活）介護  
訪問（通所）リハ  
訪問介護

特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群等  
デイサービスセンター等  
ショートステイ  
訪問（通所）リハビリ  
ホームヘルプサービス

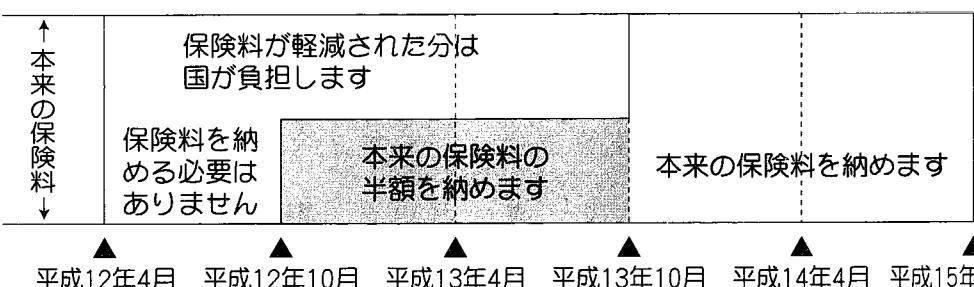
## 65歳以上の方の介護保険料について

### 【65歳以上の方は平成12年10月分から保険料を納めることになります】

今年4月より40歳から64歳の方については、加入している健康保険や国民健康保険から保険料を納めていたしておりますが、65歳以上の方については、介護保険の円滑な施行のための特別対策として、次の様な措置がとられています。

- 平成12年4月から9月までの半年間は保険料を納めなくてもよいこと。
- 平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納める。
- 平成13年10月からは本来の保険料を納めていただくことになります。

### 【平成12年度から14年度の65歳以上の方の保険料の額】



### 【保険料の納め方】

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。

#### ●年金からの天引き（特別徴収）

老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方  
平成12年10月以降、2ヵ月おき（平成12年は10月、12月、2月）に支払われる年金から、支払いごとに、2ヵ月分の保険料が天引きされます。

※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。

#### ●口座振替、納付書による金融機関への納付（普通徴収）

老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方  
平成12年10月以降の納期ごとに、口座振替または納付書により村が定める金融機関に納めていただくことになります。納め忘れがないよう、できるだけ口座振替の手続きを取り付けてください。

平成12年度納期限	11月30日	1月31日	3月31日

### 【保険料の額】

高齢者の保険料は、年金の額に応じて決まるわけではなく、給料や事業による所得などのすべての収入をもとに決められます。

保険料の額については、無理なく負担していただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくことになります。世帯に住民税が課税されている方がいない場合などには、平均的な保険料額から軽減されることになります。

※保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として1年以上の滞納の場合には、一旦、サービス費用の全額を支払っていただいた上で、市町村の窓口で、費用の9割を払戻しを受けることになります。1年6ヶ月以上の滞納の場合には、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことになります。また、65歳からの保険料を長期滞納していた場合には、その期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービスの費用の9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなりますので、ご注意ください。